

議案第10号

斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が令和7年4月1日から施行され、栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）人員基準の改正（第151条の改正規定）

栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることから、指定地域密着型介護老人福祉施設運営の基準において「栄養士」の配置を求めている部分について、「管理栄養士」を追加します。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。